

筑西市ブランドロゴマーク使用取扱要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

筑西市長 須藤 茂

### 筑西市ブランドロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるブランド戦略に係る筑西市ブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、筑西市ブランドロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 市又は市の機関が使用するとき。
- (2) 市が共催、後援又は協賛する事業で使用するとき。
- (3) 本市の区域内に存する学校その他教育関係機関が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用を適当と認めるとき。

(使用の承認等)

第5条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、使用の可否を決定のうえ、筑西市ブランドロゴマーク使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、申請書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

これを承認しないものとする。

- (1) シティプロモーション推進事業の主旨に即さないおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (5) 申請者が筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき、代表者若しくは役員に同条第3号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）があるとき又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用を不相当と認めるとき。

3 市長は、ロゴマークの使用の承認に当たり、条件を付すことができる。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（順守事項）

第7条 第5条第1項の規定により筑西市ブランドロゴマーク使用承認通知書を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) ロゴマークは、承認を受けた内容にのみ使用すること。
- (2) ロゴマークは、市から提供を受けたデータを使用すること。
- (3) ロゴマークを使用して作成し、又は製造した物品（市長が当該物品の提出を困難であると認めるときは、その写真）を市長に提出すること。
- (4) 使用者の責めに帰すべき理由により、ロゴマークの使用に係る事故、苦情等が生じたときは、使用者において速やかに対処すること。

（禁止行為）

第8条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ロゴマークの「しあわせ」の4文字以外を変更すること。
- (2) 市から提供を受けたデータのデザインを変更すること。
- (3) ロゴマークを使用して商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録等の自己の権利を新たに設定し、若しくは登録し、又は著作権法（昭和45年法律第48号）の規定による著作権に関する自己の権利を主張すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用を不相当と認める行為をすること。

(使用方法の変更)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、筑西市ブランドロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定のうえ、筑西市ブランドロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりロゴマークの使用の承認を受けたとき。

(2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 承認に当たって付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用を不相当と認める事実があったとき。

2 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消したときは、筑西市ブランドロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により、当該取消しに係る者に通知するものとする。

3 第1項の規定によりロゴマークの使用の承認の取消しを受けた者は、前項の通知を受けた日以後、当該取消しに係るロゴマークを使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定によりロゴマークの使用の承認の取消しを受けた者に対し、当該取消しに係るロゴマークを使用した物品の回収を求めることができる。

(損害賠償)

第11条 市長は、この要綱の規定による使用の承認を受けることなくロゴマークを使用し、又はこの要綱の規定に違反してロゴマークを使用した結果、市に損害を及ぼしたと認めるときは、当該損害について賠償を請求することができる。

2 市長は、ロゴマークの使用又は承認の取消しに起因する損失補償、損害賠償等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。



様式第1号（第4条関係）

筑西市ブランドロゴマーク使用承認申請書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(申請者) 住 所 氏 名 電話番号 (法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名)	
筑西市ブランドロゴマークを使用したいので、筑西市ブランドロゴマーク使用取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
使用目的	
使用方法	
文字の変更 (「しあわせ」の4文字に限る。)	<input type="checkbox"/> 変更有り <input type="checkbox"/> 変更なし (変更する場合の変更後の4文字)
有償・無償の別	有償(売価 円(税込)) ・ 無償
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者	氏名： 所属： ※ 申請者が法人その他の団体の場合のみ記載すること。
連絡先	電話番号： メールアドレス：
添付書類	(1) 企画書(企画名、内容、目的等が確認できるもの) (2) その他 ( )
備考	

第 号  
年 月 日

筑西市ブランドロゴマーク使用承認（不承認）通知書

（申請者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のあった筑西市ブランドロゴマークの使用について 承認する ・ 不承認とすることと決定したので、筑西市ブランドロゴマーク使用取扱要綱第5条第1項の規定により、次のとおり通知します。

使用目的	
使用方法	
文字の変更	<input type="checkbox"/> 変更有り <input type="checkbox"/> 変更なし (変更する場合の変更後の4文字)
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

筑西市ブランドロゴマーク使用変更承認申請書		
年 月 日		
<p>筑西市長 様</p> <p style="text-align: right;">(使用者) 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>年 月 日付け 第 号で承認のあつた筑西市ブランドロゴマーク の使用について、使用の内容を変更したいので、筑西市ブランドロゴマーク使用取扱要綱第9 条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>		
変更内容	変 更 前	変 更 後
備 考		

※ 変更内容を確認できる資料等を添付してください。



第 号  
年 月 日

筑西市ブランドロゴマーク使用変更承認（不承認）通知書

（使用者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のあった筑西市ブランドロゴマークの使用の内容の変更について 承認する ・ 不承認とすることと決定したので、筑西市ブランドロゴマーク使用取扱要綱第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

変更内容	変更前	変更後
備考		

第 号  
年 月 日

筑西市ブランドロゴマーク使用承認取消通知書

（使用者）

様

筑西市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した筑西市ブランドロゴマークの使用の承認を取り消すこととしたので、筑西市ブランドロゴマーク使用取扱要綱第10条第2項の規定により、次のとおり通知します。

取消年月日	年 月 日
取消しの理由	
備 考	